

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―四九（地域手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和元年十月一日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九―四九―五二

人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四九（地域手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを削る。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>（給与法第十一条の六の規定による地域手当）</p> <p>第五条 給与法第十一条の六第一項の人事院規則</p> | <p>（給与法第十一条の六の規定による地域手当）</p> <p>第五条 給与法第十一条の六第一項の人事院規則</p> |

で定める移転は、まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第百三十六号）第八条に規定するまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく官署の移転及び当該官署の移転と一体的に行われるものと認められる官署の移転とする。

別表第三（第六条、第七条関係）

第六条の官署は次の各号に掲げる官署とし、第七条の起算日は当該官署の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 三 （略）

（削る）

で定める移転は、多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）第四条に規定する移転基本方針又はまち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第百三十六号）第八条に規定するまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく官署の移転及び当該官署の移転と一体的に行われるものと認められる官署の移転とする。

別表第三（第六条、第七条関係）

第六条の官署は次の各号に掲げる官署とし、第七条の起算日は当該官署の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 三 （略）

四 厚生労働省国立医薬品食品衛生研究所 平

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

成二十九年十月一日